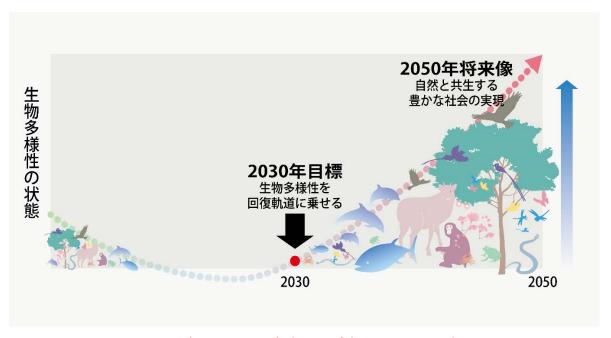
資料3-3

第4章 将来像の実現に向けた目標と基本戦略

1. 東京の将来像を実現するための 2030 年目標

ポスト 2020 生物多様性枠組や次期生物多様性国家戦略などの検討状況を踏まえつつ、2050 年東京の将来像の実現に相応しい 2030 年目標を次のとおり掲げます。

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して 生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多 様性を回復軌道に乗せる(=ネイチャーポジティブの実現)



ネイチャーポジティブ実現のイメージ

2. 2030 年目標の実現に向けた基本戦略

2030年目標を実現するためには、生物多様性の価値が尊重されるとともに、持続可能な利用が行われ、東京の豊かな自然が後世に受け継がれる社会づくりを進めていかなければなりません。一方、行政のみでそうした社会づくりを進めることは困難であり、都民、事業者、NPO・NGO等の民間団体、教育・研究機関などの様々な主体が、連携・協働しながら取組を進めていく必要があります。

このため、様々な主体が取組を進めていく上での指針となる3つの基本戦略を掲げるとともに、3つの基本戦略に紐づく10の行動方針を設定します。なお、本戦略は令和4(2022)年度から令和12(2030)年度の9年間を対象期間としています。

3つの基本戦略

基本戦略

生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

東京の自然の基礎的な情報をもとに、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図ることで、東京の豊かな自然を後世につないでいきます。

基本戦略 T 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を 都民生活の向上にいかす

都内外の生物多様性の恵みを持続的に利用し、癒しや潤い、地域コミュニティの活性化、防災や減災、気候の調整など、都民生活の向上にいかしていきます。

基本戦略

生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の 課題にも対応した行動にかえる

生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることにより、都内の課題だけでなく、日本全体さらには地球規模の課題にも対応した行動にかえていきます。

基本戦略に紐づく 10 の行動方針

行動方針1	地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全
行動方針 2	希少な野生動植物の保全と外来種対策
行動方針3	人と野生動物との適切な関係の構築
行動方針4	自然環境情報の収集・保管・発信
行動方針 5	東京産の自然の恵みの利用(供給サービス)
行動方針 6	防災・減災等につながる自然の機能の活用(調整サービス)
行動方針7	快適で楽しい生活につながる自然の活用(文化的サービス)
行動方針8	生物多様性の理解促進
行動方針9	生物多様性を支える人材育成
行動方針 10	都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

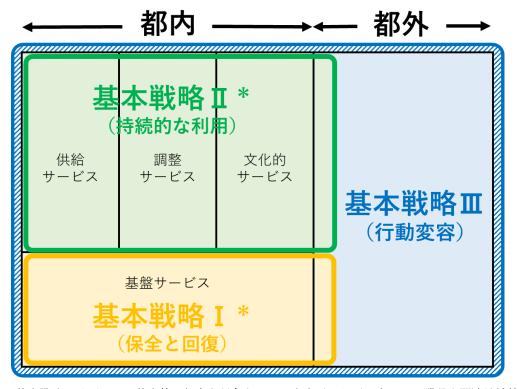
【生態系サービスごとの将来像と基本戦略との関係性(イメージ)】

基本戦略は、第3章で示した生態系サービスごとの東京の将来像を踏まえて、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ の3つに整理しています。

基本戦略 I は、「生物多様性の保全と回復」を軸として、生態系サービスの土台となる基盤 サービスの維持向上を目的とする戦略です。

基本戦略Ⅱは、「生物多様性の持続的な利用」を軸として、供給サービス、調整サービス、 文化的サービスの最大化による都民生活の向上を目的とする戦略です。

基本戦略Ⅲは、「生物多様性に関する理解と行動変容」を軸としており、都内だけではなく 都外、地球規模の課題も視野に入れた行動を促すことを目的とする戦略です。



- *1 基本戦略Ⅰ及びⅡは、基本的に都内を対象としていますが、必要に応じて、隣県や関連地域等の一部も含めて整理しています。
- *2 基本戦略Ⅲは、都外からの生態系サービスを利用している視点から、都外に影響を与える都内の消費 行動の変容なども対象にしています。

生態系サービスごとの将来像と基本戦略との関係性(イメージ)

3. 基本戦略ごとの行動目標

東京全体の 2030 年目標を実現するためには、様々な主体が連携・協働しながら3つの基本 戦略を着実に進めていくことが必要です。そこで、基本戦略ごとに都民・事業者等にも伝わ りやすく、共に目指すことのできる行動目標を掲げます。

◆基本戦略 I の行動目標

生物多様性の保全と回復を進めるためには、緑や水辺等の生息・生育環境の確保やみどりの質の向上に関する取組に加えて、個別の種の保全に着目した取組を進めていく必要があります。

行動目標① 生物多様性バージョンアップエリア 10,000 +

2030年までに「みどりの新たな確保」、「公園・緑地の新規開園」、「自然地の保全管理」により、生物多様性バージョンアップエリアとして、みどりの確保・拡大と質の維持・向上を目指します。さらに、行政だけでなく、OECMなど民間等の取組を「+(プラス)」で表現し、様々な主体とともに目指すことのできる目標とします。

■ みどりの新たな確保 (開発などにより失われるおそれのある既存のみどりの確保の視点)



国分寺市 恋ヶ窪用水路周辺緑地



杉並区 荻窪一丁目・成田西二・三丁 目地区 (屋敷林とミカン畑の風景)

■ 公園・緑地の新規開園(人の利用に供する公園・緑地の拡大の視点)



令和2(2020)年に新規開園した 都立高井戸公園



令和 6 (2024) 年度末開園予定 の海の森公園 (イメージ)

■ 自然地の保全管理(自然地の保全管理によるみどりの質の維持・向上の視点)



間伐により適切に管理された森林



適切な保全管理により復元した里山

行動目標② 新たな野生絶滅 ZERO アクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・ 回復を図るための取組を様々な主体とともに実施することを目標とします。



小笠原諸島で人工飼育・繁殖活動をしているオガサワラカワラヒワ(島しょ部CR)



外来種オオカワヂシャの駆除作業101

◆基本戦略 II の行動目標

生物多様性は、生きものの生息・生育環境以外に、食料の供給や災害防止、緑地におけるストレス解消など、社会的課題の解決に資する様々な価値を有しています。こうした生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかしていくためには、自然を基盤とした様々な解決策(Nature-based Solutions, NbS)となる取組を、行政・事業者・民間団体などの各主体がともに推進していく必要があります。

行動目標 Tokyo-NbS アクションの推進~自然に支えられる都市東京~

2030年までを「NbS の定着期間」と捉え、各主体が NbS となる取組を実施していくことを目標とします。NbS としての効果や成果を整理して、その事例を内外に発信し、自然の様々

¹⁰¹ 保全地域体験プログラム(里山へ GO!)参加者による、在来種のカワヂシャ (VU)を守るための外来種オオカワヂシャの駆除作業

な価値を「見える化」することで、各主体の NbS の取組を促進します。







都心の企業緑地

◆基本戦略Ⅲの行動目標

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるためには、生物多様性の危機を自分事として捉え、実際に都民一人ひとりが生物多様性に配慮・貢献した行動に移すことが何よりも重要です。

行動目標 生物多様性都民行動 100% ~一人ひとりの行動が社会を変える~

都民の保全活動や消費行動に焦点を当て、生物多様性に配慮・貢献する行動を促進することで、すべての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とします。その指標として、定期的にアンケート調査を実施し都民行動を把握します。また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、都内で活動するあらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進することで生物多様性都民行動 100%の実現を目指します。



保全活動への参加



生物多様性に配慮した消費行動

4. 東京都生物多様性地域戦略における取組体系

2050年東京の将来像の実現に向けた本戦略における取組体系を次のとおり示します。

基本理念

2050年東京の将来像

将来像の実現に向けた 2030 年目標

3つの基本戦略

基本戦略

T

生物多様性の保全と回復 を進め、東京の豊かな自然 を後世につなぐ 基本戦略

Π

生物多様性の恵みを持続 的に利用し、自然の機能を 都民生活の向上にいかす 基本戦略

皿

生物多様性の価値を認識 し、都内だけでなく地球規 模の課題にも対応した行 動にかえる

基本戦略ごとの行動目標

①生物多様性
// -ŷ j = ンアップ I
// 7 10,000+

②新たな野生 絶滅 ZERO ア クション

Tokyo-NbS アクションの推進 〜自然に支えられる都市東京〜 生物多様性都民行動 100% ~一人ひとりの行動が社会を変 える~

10 の行動方針

- 1 地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全
- 2 希少な野生動植物の保全と 外来種対策
- 3 人と野生動物との適切な関 係の構築
- 4 自然環境情報の収集・保 管・発信

- 5 東京産の自然の恵みの利用 (供給サービス)
- 6 防災・減災等につながる 自然の機能の活用(調整サー ビス)
- 7 快適で楽しい生活につながる自然の活用(文化的サービス)
- 8 生物多様性の理解促進
- 9 生物多様性を支える人材育成
- 10 都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

具体的な行動方針

5. 基本戦略ごとの各主体による主な取組

生物多様性の取組を推進するためには、行政だけでなく、都民、事業者、NPO・NGO等の民間団体、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組を進めていく必要があります。そのため、基本戦略ごとに将来像を実現するための各主体による主な取組を掲載しています。

各主体は、①行政、②都民、③事業者、④民間団体(NPO・NGO・市民団体等)、⑤教育・研究機関(専門家含む)、の5つの主体で整理しており、都以外の主体については、<u>都が各主体に期待する主な取組</u>として掲載しています。なお、行政の取組において、都だけの取組や区市町村だけの取組については、文末に【都】もしくは【区市町村】と記載しています。

基本戦略I

生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

行動方針1 地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全













1-1 生物多様性の保全上重要な地域の保全及び拡大

東京は開発や自然への働きかけの縮小により、生物多様性の保全上重要な地域が減少しています。そのため、自然公園、保全地域、水道水源林、公園・緑地など、守られ維持されてきたエリアを適切に保全・管理するとともに拡大していく必要があります。地域の特徴的な生態系や、多様な生きものの生息・生育環境を保全していくためには、みどりの量の確保だけでなく、生物多様性に配慮したみどりの質の向上を図ることが必要です。



■行政の取組

- 東京都自然保護条例に基づく、東京都保全地域の新規指定・公有化を進めるほか、レンジャーやボランティア等とも連携しながら、自然公園や保全地域、水道水源林などの都内の自然環境を適切に保全します。【都】
- 荒廃した人工林を間伐して針広混交林化を目指す取組や、鳥獣保護区の指定による野生鳥 獣の生息場所の確保などにより、都内の生物多様性保全の基盤となる森林環境を確保しま す。【都】
- 都立公園や海上公園の新規開園を進め、担保性のあるみどりを拡大するほか、既存のみどりにおいても生物多様性の保全を進めていきます。【都】

- 自然公園区域における海域の拡張や海域公園地区の新規指定を国と連携しながら進める とともに、干潟や藻場、サンゴ礁等の保全・創出、水生生物に配慮した海岸の保全整備な どにより、海域における生きものの生息・生育環境を適切に保全します。【都】
- 「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)」における保全の取組を促し、生物 多様性バージョンアップエリアの拡大を促進します。
- 公園・緑地の整備、自然地の保全等によって、地域の生物多様性を保全します。【区市町 村】

■都民の取組

- 保全地域や公園・緑地、水辺などの生物多様性上重要な地域において、市民協働で行う保 全活動に積極的に参加します。
- 自然公園や保全地域を利用する際は、踏みつけによって植生を傷めるおそれがあるため、 登山道や散策路を外れないようにします。

■事業者の取組

- 行政や NPO 等と連携し、保全地域で社員による保全活動を実施します。
- 建築物等の敷地における緑地や水辺などを「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM)」に位置付け、将来にわたって保全します。

■民間団体の取組

● 行政や事業者と連携し、保全地域や公園・緑地、企業緑地などにおいて、市民ボランティアによる保全活動を企画、実施します。

■教育・研究機関の取組

- 学校や大学、研究機関が所有する敷地の緑地や水辺などを「保護地域以外で生物多様性保 全に資する地域(OECM)」に位置付け、将来にわたって保全します。
- 将来を担う次世代に対して、各地域の生物多様性保全の重要性について伝えていきます。
- 保全地域や公園・緑地の保全活動について、専門的立場から助言します。

1-2 エコロジカル・ネットワークの形成

開発行為などにより、生物多様性の拠点となる緑地の孤立や崖線に残された緑地の更なる分断化が進んでいます。生きものの移動を可能とするためには、生息・生育環境のつながりや適切な配置を考慮した上で、保全すべき自然環境を確保し、エコロジカル・ネットワークを形成することが必要です。そのため、雑木林、公園・緑地、崖線、農地、河川、街路樹、用水、運河、企業緑地等の保全・再生・創出を図り、生きものの生息・生育環境の連続性を高める取組が必要です。



■行政の取組

- 公園・緑地、農地、河川、用水、街路樹、運河、<mark>崖線の緑</mark>などを整備・保全することで、 生きものの生息・生育環境のつながりを高めます。
- 「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM)」における保全の取組を支援し、分断化しているみどりのネットワーク化を促進します。
- 隣接する自治体とのみどりのつながりを大切にして、生物多様性の連続性を担保していきます。

■都民の取組

● 公園・緑地、農地、河川、用水、<mark>崖線の緑</mark>などを保全するボランティア活動に参加することで、水辺と緑を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

■事業者の取組

- 開発に際しては緑地や水路の分断を極力避けるとともに、分断する場合は生きものの移動 経路を確保します。
- **多様な生きものの生息・生育地、移動経路などが確保されるよう**、建築物等の敷地における緑地や水辺の保全・創出を行い、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

■民間団体の取組

● 公園・<mark>緑地、農地、河川、用水、崖線の緑</mark>などを保全するボランティア活動を企画・運営 し、水辺と緑を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

■教育・研究機関の取組

● 学校等の敷地における緑地や水辺の保全・創出を行い、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献します。

コラム:大手町・丸の内・有楽町地区における生物多様性に配慮したまちづくり102

皇居外苑、日比谷公園などに隣接する千代田区の大手町・丸の内・有楽町エリアは、世界的にもたぐいまれな緑豊かなビジネス街です。

そんな都心の真ん中のこのエリアでは、官民一体で生物多様性にも配慮した質の高い緑のネットワークの形成が進められています。

具体的には、主要な軸となる通り沿いの街路樹や公開空地の緑化などにより、みどりの核となる皇居や日比谷公園と連続させるなど、地区外との広域なエコロジカル・ネットワークの形成を目指しています。緑化に際しても、生物多様性の保全に配慮し、草花、低木、高木からなる重層的な植生構造が形成されるよう努めるなどの取組が進められています。



丸の内仲通りの並木道



皇居大手門の目の前にあるホトリア広場

 $^{^{102}}$ 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会, $(2021 \mp 3 \, \mathrm{H})$ 大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくりガイドライン 2020

1-3 市街地における身近なみどりの保全・創出・

宅地化や相続などの影響により、屋敷林、雑木林、農地などの減少が進み、東京の市街地では緑地が断片化・縮小化しています。 生物多様性の拠点となるエリアだけでなく、市街地においても、公園・緑地、社寺林、屋敷林、農地、企業緑地のほか、自宅の庭などの身近なみどりの保全・創出を進めることで、市街地全体が生きものの生息・生育環境となるよう生物多様性の質の向上を図ることが必要です。



■行政の取組

- 「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM)」における保全の取組を支援し、市 街地における身近なみどりの保全・創出に貢献します。
- 多様な主体の取組により、屋敷林、雑木林、農地など<mark>市街地における</mark>みどりの保全を進めます。
- 都市公園や街路樹、公共施設・住宅市街地などにおける地域に応じた在来種による緑化の 推進や水辺空間の創出など、限られた空間を活かして、生物多様性を高める工夫を進めま す。
- 合流式下水道の改善や高度処理施設等の整備を進めるとともに、河川、運河等において、 堆積した汚泥のしゅんせつ等の対策を実施することで東京湾や河川における水質改善を 図り、水生生物の生息空間としての水辺環境を保全・改善します。【都】

■都民の取組

- 自宅の庭やベランダに地域に応じた在来種を植栽するなど、ガーデニングを楽しみながら、 鳥や昆虫などの生息場所を創出します。
- 住宅取得時に地域の生態系に配慮した緑地を創出します。
- 公園・緑地や河川、民間緑地等のみどりを保全する市民協働による活動に参加します。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地において、地域に応じた在来種を植栽するなど生態系に配慮した緑化を進めます。
- 建築物等の敷地における緑地や水辺などを「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM)」に位置付け、将来にわたって保全します。

■民間団体の取組

- 事業者と連携し、生態系に配慮した企業緑地において生物多様性の向上を図ります。
- 公園・緑地など身近なみどりにおいて、行政や市民等との協働による保全活動を企画・実施します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、身近なみどりが生物多様性にとって重要であること伝えます。
- 身近なみどりの保全に関して、専門的立場から助言します。
- 身近なみどりにおける環境面、健康面、防災面などの人への効用について、調査・研究を 行います。

1-4 開発時における生物多様性への配慮及び新たな緑の創出

東京は大規模な開発が各地で進んだことにより、樹林や農地などが減少していきました。近年では、公園・緑地や街路樹、企業緑地など創出されるみどりもありますが、長期的にみると、東京のみどりは減少傾向で推移しています。そのため、開発に伴う生物多様性への影響を適切に回避・低減するほか、開発時に生物多様性に配慮した緑地や水辺を積極的に創出し、地域の生きもの調査や保全活動により、継続的に生物多様性の質の向上を図ることが必要です。



■行政の取組

- 東京都自然保護条例や東京都環境影響評価条例等に基づき、開発事業を適切に審査し、生物多様性への影響を回避・低減するとともに、地域に応じた在来種の植栽など生態系に配慮した緑化を促進します。【都】
- 行政が実施する公共工事や施設改修等においては、生態系への影響を回避・低減するほか 積極的に生態系に配慮した緑地や水辺の創出に努めます。
- 都市開発諸制度を活用し、開発区域のほか、開発区域外における生きものの生息・生育空間の保全に資する取組を誘導します。

■都民の取組

- 事業者が創出した緑地において、生きもののモニタリング調査や生物多様性保全のための 保全活動に協力します。
- 開発において、生物多様性に配慮された内容になっているか、都民の立場から注目します。

■事業者の取組

- 開発や土地利用の改変を行う場合は、生きものの生息・生育状況や景観、保護価値の重要性などを把握し、開発・土地改変の回避、開発・改変面積の低減、代償措置の優先順位で保全策を検討します。
- 開発を行う場合には、地域の生態系への影響を回避・低減するだけでなく、<mark>地域に応じた</mark> 在来種を植栽するなど、生態系に配慮した緑地や水辺を積極的に創出します。
- ABINC、JHEP、SEGES などの民間認証や都が進める江戸のみどり登録地を目指すなど、生物 多様性に配慮した緑の創出を図ります。

■民間団体の取組

事業者が創出した緑地において、生きもののモニタリング調査や生物多様性保全のための 活動に協力します。

■教育・研究機関の取組

● 開発時における効果的な生物多様性保全策について、専門的な立場から助言します。

コラム: 竹芝干潟~再開発で創出された干潟での取組~

都心の再開発事業で新たな緑地を創出する取組は多く見られるようになりましたが、 湾岸地域では干潟の再生も行われています。

竹芝地区における再開発では、浜離宮に隣接する水辺に、干潟の再生を行い、かつて東京湾に多く生息した貝類、甲殻類などの多様な生きものが生息できる連続的な環境の保全・再生を目指しています。令和2 (2020) 年より、再生された竹芝干潟をフィールドとして、教育・研究機関などと連携しながら、かつての豊かな江戸前の海であった東京湾の再生を目指し、環境学習の活動なども実施されています。



浜離宮庭園に隣接する竹芝干潟

コラム:都市の緑や生物多様性への配慮を扱う環境認証制度

わが国で、エコマークに始まった環境認証制度は、企業活動等における環境配慮の一つとして、企業が自主的に環境配慮への取組を行い、その活動を第三者機関等が認証することにより、対外的に環境にやさしい企業や製品を PR する仕組みです。

近年は、都市の緑や生物多様性への配慮を扱う様々な環境認証があります。生物多様性・緑化に関係する主な環境認証としては、SEGES、JHEP、ABINC等が挙げられ、企業等によって創出された緑地などについて、生物多様性を含む多面的な価値や取組の内容、社会・環境に貢献度などを客観的に認証する制度です。また、これら環境認証の環境評価には自主的な環境アセスメントの側面もあります。

■SEGES(社会・環境貢献緑地評価システム)

社会・環境に対して貢献度の高い優れた緑を評価認定する制度であり、1990 年代以降の 社会環境の変化に伴い,企業等の自主的な緑の保全・創出活動を支援するため開発されました。(公財)都市緑化機構が認定しています。

■JHEP (ハビタット評価認証)

生物多様性の保全や回復に資する取組みを定量的に評価・認証する制度であり、持続可能な社会の構築に寄与することを目的に開発されました。(公財)日本生態系協会が認証しています。

■ABINC (いきもの共生事業所認証)

生物多様性に配慮した緑地づくりに取り組む工場、商業施設等を評価・認証する制度であり、COP10 で採択された愛知目標及び生物多様性戦略計画の目標実現に向け、自然と人との共生を企業活動にて推進することを目的に開発されました。(一社) いきもの共生事業推進協議会が認証しています。





SEGES 認証を受けている大手町タワー大手町の森(千代田区)

行動方針 2 希少な野生動植物の保全と外来種対策













2-1 希少な野生動植物の保全

種の多様性は、生物多様性の保全状況を示す最も基本的な指標です。東京では、本土部において 1,845 種、島しょ部において 1,242 種もの生きものがレッドリスト種に選定され、その内、本土部で 207 種、島しょ部で 57 種が既に絶滅しています。これ以上都内の希少な生きものを絶滅させないために、都内の野生動植物の情報収集、生息・生育環境の保全などの取組を一層進めていくことが必要です。



■行政の取組

- 都内の野生動植物の最新情報を収集・把握するとともに、必要に応じて基礎調査を実施し、 レッドリスト等を定期的に更新します。【都】
- 希少な野生動植物が生息・生育する生物多様性上重要な自然地を保護地域として指定する ほか、保全に向けた取組を進めます。【都】
- 希少な野生動植物種が絶滅のおそれにある場合には、域外保全による保護増殖なども実施 します。【都】
- 区市町村に対して、希少種保全等をはじめとした生物多様性保全に係る技術的、財政的支援を行います。【都】
- 各地における市民協働による希少種の保全活動が効果的に推進できるよう、活動に携わる 主体間の連携を促進するとともに、活動主体に対して技術支援や人材育成を行います。
- 地域ごとに自然環境調査などを定期的に行い、希少な動植物の保全策を講じるとともに、 生息・生育地保全のための順応的な管理を推進します。【区市町村】

■都民の取組

- 希少種をはじめ都内で生きものを観察した場合には、<mark>行政</mark>などのデータベースに登録します。
- 自然地で希少種を見つけても、持ち帰らないようにします。また、SNS で位置情報の拡散 はしないようにします。
- 地域で行われている希少種保全の活動があれば積極的に参加します。

■事業者の取組

● NPO 等と連携し、希少種の生息・生育環境となる都内の自然地における生物多様性の保全に取り組みます。

事業所や工場の敷地における希少種の生息・生育環境を保全します。

■民間団体の取組

- NPO 等の中間支援組織は、地元市民団体、事業者、行政など様々な主体間の連携を支援し、 協働による生きもの調査や保全活動を実施します。
- NPO や地元市民団体は、専門家の指導の下、希少種保全に向けた生息・生育環境の保全活 動を実施します。

■教育・研究機関の取組

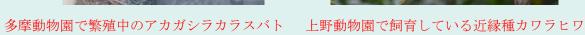
- 将来を担う次世代に対して、希少種保全の重要性について伝えます。
- 効果的な希少種保全に関して、専門的立場から助言を行います。
- 東京の生きもの情報に関する標本などの収集管理を行います。

コラム:小笠原固有の鳥たちの絶滅を回避するための動物園の取組

都立動物園(多摩動物公園、上野動物園、井の頭自然文化園)では、小笠原固有の天然 記念物、環境省及び東京都レッドリストの絶滅危惧IA 類(CR)であるアカガシラカラス バトの保護増殖事業に取り組んでいます。平成18(2006)年時点では、小笠原諸島全体で の野生個体数は40羽以下と推定されていました。平成13(2001)年に父島で3羽を捕獲 し、飼育を始めて以降、令和元(2019)年には、飼育数は30羽になりました。

また、環境省及び東京都レッドリストの絶滅危惧 IA類(CR)のオガサワラカワラヒワ も小笠原諸島のみに生息する鳥で、以前はカワラヒワの亜種とされていましたが、最新の 研究からカワラヒワとは100万年以上前に別集団に分かれた独立種である可能性も指摘さ れています。オガサワラカワラヒワは、かつては小笠原諸島全域に生息していましたが、 今は母島列島の一部と火山列島の南硫黄島でしか繁殖しておらず、繁殖個体数が約 200 羽 まで減少していると推定され、絶滅の危機に瀕しています。本種については、域外保全と して小笠原諸島内の飼養施設で飼育下繁殖を実施しています。上野動物園では直接保護増 殖は実施していませんが、近縁亜種のカワラヒワを用いた飼育繁殖技術の確立、餌の選好 性などについての調査研究、一般への普及啓発、飼育用品貸出などの現地飼育のサポート などを行っています。







2-2 生態系や人への被害を及ぼす外来種対策の推進

東京では、アライグマ、アメリカザリガニ、ヒアリ、キョン、グリーンアノール等の侵略的な外来種の影響により、希少種を含む在来種の捕食、在来種との競合・交雑、農作物への食害、人への危害などの問題が発生しています。特に島しょ部においては、生態系が脆弱なため、国内外来種を含めた対策が重要です。外来種をこれ以上拡げないために、各主体が連携しながら、防除やモニタリングなどの外来種対策を進めることが必要です。



■行政の取組

- 外来種による被害の把握や生息状況モニタリング調査等を実施することで、最新動向を把握し、効果的な外来種対策に反映します。
- 生態系や人の生命・身体に影響を及ぼす<mark>侵略的</mark>外来種については、捕獲などの対策により 被害を低減するほか、各種事業で植栽を行う際は、生態系に被害を及ぼす外来植物を用い ないよう配慮します。
- 地域における市民協働による外来種対策が促進されるよう、NPO や専門家等と協働し、対 策に携わる人材育成や効果的な防除技術の普及啓発を推進します。
- ペットを遺棄しないよう、飼い主に対して動物の適切な飼養について普及啓発を実施します。
- 外来種の侵入に対して脆弱な、固有の生態系を有している島しょ部や、池沼等の閉鎖水域では、水際対策など侵入の早期発見に努め、被害の防止を推進します。
- 区市町村に対して、外来種対策等をはじめとした生物多様性保全に係る技術的、財政的支援を行います。【都】

■都民の取組

- 行政や NPO などが主催する外来種防除イベントに積極的に参加します。
- 釣りなどで捕まえた外来種をリリース(再放流)しないようにします。
- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、国外外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生き ものを放流・放逐しないようにするとともに、ガーデニングなどで植栽を行う際は、生態 系に被害を及ぼす外来植物を用いないようにします。
- ペットは責任を持って終生にわたり飼養し、それが困難となった場合には、新たな飼い主 を見つけるよう努め、ペットの遺棄は行いません。

■事業者の取組

● 特定外来生物が、事業活動を通じて拡大しないよう、拡大防止のための調査・監視を徹底 するとともに、事業所や工場の敷地における外来種対策に率先して取り組みます。

- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、国外外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生き ものを放流・放逐しないようにします。
- 国内での外来種の拡散及び原産地での乱獲・密猟の防止の観点から、外国産のペットや希 少な動植物は、安易に売らず、捨てず、終生飼養をするように呼びかけます。

■民間団体の取組

- 外来種による被害の把握や生息状況モニタリング調査を実施し、東京の生きもの情報に関する基礎情報を収集することで、外来種対策に貢献します。
- 行政や専門家との協働の下、多くの都民に外来種防除活動に参画してもらえるようなイベントを開催します。
- 地域で活動する NPO 等は、近接する活動主体との情報連携を深め、協働による効果的な外 来種対策等を推進します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、外来種対策の重要性、生物多様性の観点から生きものを放流・ 放逐することによる生態系への影響について伝えます。
- 生態系や人への被害を及ぼす外来種対策に対して、専門的立場から助言します。
- 生きものの野外への放流などによる在来種の遺伝的かく乱の現状について、調査・研究を 行います。

コラム:都内に広がった外来種アライグマとハクビシンの引き起こす問題

東京都では、特定外来生物に定められているアライグマ及び総合対策外来種に選定されているハクビシンにより、生態系被害、生活環境被害及び農業被害が多数発生しています。

生態系被害については、特にアライグマによる両生類の被害が著しいとされ、多摩地域の丘陵部では、絶滅危惧種のトウキョウサンショウウオを含む両生類の捕食が報告されています。また、家屋侵入による建物の破損、糞尿による汚損などの生活環境被害、果樹や野菜を中心とした農作物の被害も多数受けています。

さらに、狂犬病やエキノコックスなどをはじめ複数の人獣共通感染症を媒介する可能性が知られています。加えて、両種からはペットに重篤な感染症を引き起こす病原体も検出されており、アライグマ・ハクビシンとペットが直接または間接的に接触するリスクが高くなる市街地などでは、このような感染症への警戒も必要となっています。

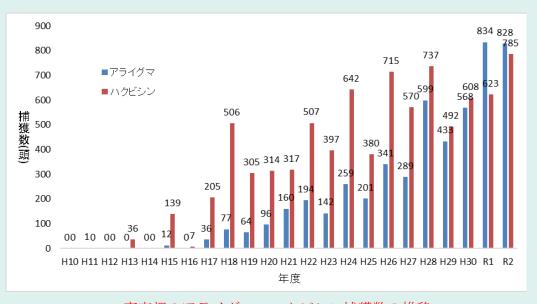
両種は本土部に広く分布していると考えられることから、都内全域において、都、区市 町村、NPO などが連携し、一体となって対策に取り組んでいく必要があります。



アライグマ 原産地は北アメリカ。ペット用に輸入 された飼育個体が逃げだしたり捨てら れたりしたものが国内で繁殖した。



ハクビシン 原産地は東南アジア、中国南東部、台湾など。 古くは江戸時代にボルネオ島から持ち込まれた記録 があり、戦時中にも毛皮用に輸入されていた。



東京都のアライグマ・ハクビシン捕獲数の推移

行動方針3 人と野生動物との適切な関係の構築











3-1 野生動物の保護管理及び人と野生動物との共存

近年、ニホンジカ、イノシシ等の野生動物による農林水産物の被害や生態系への影響が問題になっており、このような人と野生動物との軋轢は、里地里山の荒廃や狩猟者の減少、地球温暖化の影響等と関わりあっています。また、開発により人と野生動物との距離が近くなることで、人獣共通感染症の流行が今後も拡大傾向にあるといわれています。人と野生動物が共存していくためには、野生動物を適切に保護・管理していくことが必要です。



■行政の取組

- 農林水産物や生活環境への被害対策として野生動物の捕獲を行うとともに、生態系等への 影響が著しい野生動物には、個体数管理として捕獲、又は人との棲み分けを図る保護を実 施します。
- 野生動物に関する最新の動向の把握やモニタリング調査等を実施し、対策に反映します。
- 都民に被害をもたらす鳥獣等を除き、ケガや病気で弱った鳥獣について、野生復帰を図ることを目的として、傷病鳥獣の救護を実施します。【都】
- ◆ 人獣共通感染症に係るサーベイランスを実施し、感染症の発生状況の把握に努めます。【都】

■都民の取組

- ワンヘルスの観点から、野生動物と適切な関係性を維持することの必要性について、理解 を深めます。
- 野生の生きものに餌やりをしないことで、人と野生動物との間に適切な距離を保ちます。 また、庭木の果物や生ごみなどの誘引物を放置しないようにします。
- 感染症防止のため、不審な野生動物の死体を見つけた際には、むやみに触らず管理者に連絡します。

■事業者の取組

- 野生動物の餌となるような果物や野菜、生ごみなどの誘因物を屋外に放置しないようにします。
- 事業所の敷地や建物等の管理を適切に行うことで不用意に野生動物の営巣場所をつくらないようにします。

■民間団体の取組

- 行政と連携し、野生動物のモニタリング調査などに協力します。
- 自然体験活動の場などにおいて、参加者に人と野生動物との適切な距離のとり方などを伝えます。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、野生動物との共存について伝えます。
- 野生動物に関する保護及び管理、被害対策、共存策などについて、専門的立場から助言を 行います。
- 野生動物の分布状況などについて、調査・研究を行います。

行動方針4 自然環境情報の収集・保管・発信















4-1 都内の野生動植物や生態系に関する情報の収集・保管・発信・

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた行動が進まない背景の一つに、東京の野生動植物や生態系に関する自然環境情報が十分に把握されておらず、科学的知見に基づく現状評価が不足していることや効果的な保全活動ができていないことが挙げられます。行政、民間団体、教育・研究機関など各主体が連携し、保有する情報を活用することで、東京の自然の状況を把握し、適切な保全や普及啓発につなげていくことが必要です。



■行政の取組

- 各主体と連携し、都内の生きものや自然環境の基礎調査を実施するなど、自然環境情報の 収集・保管・発信を強化し、保全策等の推進に努めます。
- 自然環境の基礎調査結果をもとに、指標となる種などを中心に定期的なモニタリング調査 を継続的に実施し、地域ごとの自然環境の変化を長期的に把握するとともに、広く情報の 共有を行います。
- 都内の自然環境情報の一元化に努め、それら自然環境情報を基にデジタルを活用したコンテンツにより東京の自然の魅力を発信する機能を持つ拠点の整備を検討します。【都】

■都民の取組

- 身近な生きものや自然環境に関心を持ち、身の周りにどんな生きものがいるか観察します。
- 身近な植物、昆虫、野鳥などを観察して得られた情報を、**行政**などのデータベースに登録します。
- 都、区市町村、その他の団体などが実施する生きもの調査に参加します。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地における生きものや自然環境に注目し、定期的な調査や観察会を行う 等の取組を実施します。
- 調査等により得られた野生動植物の生息・生育情報を行政等に情報提供します。

■民間団体の取組

● NPO 等の中間支援組織は、地元市民団体、事業者、行政など様々な主体間の連携を支援し、

協働による生きもの調査を実施します。

● 生きもの調査を実施し、調査により得られた野生動植物の生息・生育情報を行政等に情報 提供します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の基礎調査の重要性について伝えます。
- 自然環境分野における調査手法について、専門的立場から助言を行います。
- 東京の自然環境情報に関する標本などの収集管理を行うほか、調査・研究等により得られ た野生動植物の生息・生育情報を行政等に情報提供します。

基本戦略Ⅱ

生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上に活かす

行動方針5 東京産の自然の恵みの利用 (供給サービス)





















5-1 持続可能な森づくりと木材の地産地消の推進-

東京の森林は、一部では管理不足などにより森の中が暗くなって下層植生が失われており、生きものの生息・生育環境の悪化や保水能力の低下など森林の多面的機能の低下が懸念されています。また、多摩地域の人工林の多くは、利用されないまま蓄積量が増加し続けています。林業の活性化や森林の適切な管理、多摩産材をはじめとした国産木材の需要拡大などにより、多面的機能を発揮する持続可能な森林循環を促進してくことが必要です。



■行政の取組

- 森林整備の担い手となる林業従事者の確保。育成や多摩産材の利用拡大等を図ることなど により、水源涵養など公益的機能を発揮する持続可能な森林循環を確立します。【都】
- 公共施設や公共工事において率先的に多摩産材を利用するとともに、住宅整備などの機会 を捉えて多摩産材をはじめとした国産木材の活用を促進します。【都】
- 多摩川上流域において、その全域を見据えた森林の育成・管理により、安定した河川流量 の確保や小河内貯水池の保全、生物多様性の保全などに貢献し、豊かな自然環境を次世代 に引き継ぎます。【都】
- 森林環境譲与税を活用するなどにより、自然が豊かな地域で森林整備に寄与する活動等を 実施するほか、区市町村の保有する施設において、多摩産材を率先して利用します。【区 市町村】

■都民の取組

- 家づくりの際には多摩産材の活用を検討します。
- ずランティアとして、東京の森づくりや水源林の保全をサポートします。

■事業者の取組

● 建築や備品購入の機会を通じて、多摩産材をはじめとする国産材の利用を拡大します。

- 都内の森林などで発生した薪やチップを地域の温浴施設などの熱源として利用します。
- 体験型のエコツアーやジビエを利用したレストランなど、野生動物を地域の魅力を高める 観光資源として活用します。
- 企業の森に参加することで、東京の森づくりや水源林の保全に貢献します。

■民間団体の取組

- 行政と連携しながら、植栽や下刈り、間伐、歩道づくりなど森林整備を行います。
- 行政と連携しながら、丘陵地などの雑木林の森林整備を進め、発生した木材を都民に販売 します。

■教育・研究機関の取組

● 学校などの教育現場において、多摩産材をはじめとする国産木材を積極的に利用します。

「コラム:港区とあきる野市の交流事業『みなと区民の森づくり』

平成 19 (2007) 年度より、地球温暖化対策の一環として港区とあきる野市の交流事業『みなと区民の森づくり』がスタートしました。港区があきる野市から約 22 へクタールの市有林を借り受け、長く手つかずだった森を整備し、二酸化炭素 (CO_2) の吸収林としてよみがえらせています。

また、みなと区民の森は、区民の自然観察・環境学習の拠点としても利用されていて、 区民を対象に区民の森での間伐・植樹体験等の環境学習が実施されています。整備の段階で 発生した間伐材は、幼稚園や小中学校、エコプラザなどの区有施設の内装材や家具のほか、 保育園の遊具や公園の維持管理材料など、区の様々な事業で活用しています。



間伐後のみなと区民の森



間伐材を使用したエコプラザの内装

5-2 農地の保全と生物多様性に配慮した農業の推進

東京の水田・畑地などの農地は年々減少が進み、生きものの生息・生育環境としての役割だけでなく雨水浸透などの多面的機能が失われつつあります。また、農薬や化学肥料などの過度な使用は生物多様性を脅かす要因と考えられています。そのため、農業の担い手の確保・育成や都内地元農産物の価値を高めるなどにより、地域の農地を保全するとともに、化学合成農薬の使用回数や化学肥料の使用量削減など、生物多様性に配慮した持続的な農業を進めていくことが必要です。



■行政の取組

- 生産緑地の保全や市民農園など多様な目的に応じた農園の整備などにより、市街地に残された農地や農的空間の保全・活用を図るとともに、新規就農者など新たな担い手の確保・ 育成を促進します。
- 都内地元農産物の価値を高め、地産地消を促進します。
- 化学的に合成された農薬や肥料の使用量を減らす環境保全型農業に取り組む生産者を支援し、生物多様性に配慮した農産物の生産を促進します。【都】
- 民間団体等と連携し、放棄された谷戸田を復活耕作することで、水田を生きものの生息・ 生育環境として保全します。

■区市町村の取組

- 生産緑地の保全や市民農園の整備などにより、市街地に残された農地や農的空間を保全・ 活用します。
- 地元農産物の価値を高め、地産地消を促進します。

■都民の取組

- 自宅の庭や市民農園・農業体験農園で自ら無農薬の野菜を作って家庭で楽しみます。
- 地元の旬な野菜や果物を購入するなど地産地消することで、地域の農地の保全、都内食料 自給率、食料の輸送に伴う CO₂削減、地域コミュニティの活性化等に貢献します。
- 東京都の認証マークの付いた「東京都エコ農産物」を積極的に購入します。

■事業者の取組

- 化学合成農薬と化学肥料を削減し、生物多様性に配慮した農産物を生産します。
- 東京産食材を積極的に販売・使用し、地産地消に協力します。

■民間団体の取組

- コミュニティ農園の運営などにより、畑地や水田、農業用水の保全に貢献します。
- 行政と連携し、放棄された谷戸田を復活耕作することで、水田を生きものの生息・生育環境として保全します。

■教育・研究機関の取組

- 学校給食や大学食堂等で東京産食材を提供し、地産地消や東京産食材の普及啓発に貢献します。
- 農産物の供給だけでなく、生物多様性の保全や雨水浸透など、都市農業が発揮する多面的機能について、調査・研究します。

5-3 持続可能な都内水産資源の管理・

東京の漁業生産量は、カツオなどの回遊魚の減少、海水温の上昇に伴う海藻類の消失などにより、長期的に減少傾向にあります。また、カワウやオオクチバスなどの外来魚による江戸前アユの食害なども問題になっています。将来にわたって持続的に都内の水産資源を活用できるよう、水産資源の適正管理、カワウなどの食害対策、水産エコラベルの普及などを進めていくことが必要です。



■行政の取組

- ◆ キンメダイなど主要魚種の資源管理を推進するため、調査・評価の充実を図るとともに、 資源管理に取り組む漁業者の取組をバックアップしていきます。【都】
- 在来魚を食べるカワウの防除や外来種の駆除、漁場環境を保全するための河川や海岸での 清掃活動などの取組を支援します。【都】
- 企業や消費者が資源や環境に配慮した水産物の選択的消費ができるよう、MSC や MEL¹⁰³などの水産エコラベルの普及を推進します。

■都民の取組

● 江戸前アユを食べるオオクチバスなどの外来魚を川に放流しなしようにします。 また、 釣り上げた外来魚はリリースしないようにします。

¹⁰³ 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示する仕組み。日本のマリン・エコラベル・ジャパン協議会が運営する「MEL 認証」や英国に本部を置く MSC (Marine Stewardship Council)が運営する「MSC 認証」などがある。

- 釣りを行う際は、小さな魚はリリースする、魚の取り過ぎに気を付ける、ビニール、空き 缶、残餌などのごみを持ち帰るなど、生物多様性に配慮した釣りを楽しみます。
- MSC や MEL などの水産エコラベルがついた商品やサービスを選択します。

■事業者の取組

- 漁獲や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保全・管理します。
- MSC や MEL などの水産エコラベルがついた商品やサービスを選択・供給します。
- 生態系や漁場環境を保全するため、河川や海岸での清掃活動を実施します。
- 東京産水産物を積極的に販売・使用し、地産地消に協力します。

■民間団体の取組

- 在来魚を食べる外来魚又は遺伝的な交雑を進める可能性のある外来魚の放流を控えるよう呼びかけます。
- 海辺の自然観察や河川敷のごみ拾いイベント等を通じて、河川や海へのプラスチックごみの流出を防ぎ、生きものの生息環境を保全します。

■教育・研究機関の取組

- 学校給食や大学食堂等で MSC や MEL などの水産エコラベルのついた食材を提供し、食育を 実践します。
- 水域の資源管理や環境保全について、専門的立場から助言します。

行動方針6 防災・減災等につながる自然の機能の活用 (調整サービス)

















6-1 防災・減災等に寄与するグリーンインフラの推進

森林の管理不足、里地里山の荒廃、樹林や農地の減少などに伴う保水・浸透機能の低下により、土砂災害や洪水のリスクが高まるなど自然による多面的機能が減少しています。また、都市化により地面がアスファルトやコンクリートになり、ヒートアイランド現象の原因ともなっています。雨水浸透機能や植物の蒸散作用など、自然環境が有する機能を、防災・減災などの様々な社会課題の解決に活用するグリーンインフラを進める必要があります。



■行政の取組

- 多摩の森林や水源林等における間伐・枝打ちや里地里山における谷戸環境の保全などを進めることで、土砂流出の防止、水源かん養による洪水リスクの軽減、生物多様性の向上に貢献します。
- 公園・緑地や農地など多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理するとともに、公園・緑地におけるレインガーデンの整備や建築物等の敷地において雨水浸透の取組を進めることで、都内の雨水浸透・雨水貯留機能の向上やヒートアイランド現象の緩和・暑さ対策を図ります。
- 下水道や河川に流出する雨水を抑制するための助成等により、流域全体における雨水浸透や雨水貯留の取組を促進します。

■都民の取組

- 自宅の庭を植栽することに加え、雨水浸透ますを設置することで、地域の雨水浸透域の拡大に貢献します。
- 公園・緑地や河川、民間緑地等を保全するボランティア活動に参加します。

■事業者の取組

- 事業所や工場の敷地における緑地や水辺など、多面的機能を有する自然環境を適切に保 全・管理し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。
- 開発を行う場合には、生態系への影響を回避・低減するだけでなく、緑地や水辺を積極的 に創出します。

● 事業所や工場の建物に、屋上緑化や壁面緑化を積極的に導入し、ヒートアイランド現象の 緩和に貢献します。

■民間団体の取組

- 関係者と連携しながら、谷戸環境の保全を進めることで、里山が持つ保水・貯水機能による洪水リスクの低下と生物多様性の向上に貢献します。
- 事業者と連携し、生態系に配慮した企業緑地において生物多様性の向上を図ります。
- 公園・緑地などの身近なみどりにおいて、ボランティアによる保全活動を企画・実施する ほか、イベントなどを通じて自然の持つ多面的機能の重要性について伝えます。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、グリーンインフラの取組などを通じて、自然の持つ多面的機能の重要性について伝えます。
- 自然環境が有する多面的機能やグリーンインフラの手法について、専門的立場から助言します。

コラム:自然を基盤とした解決策(NbS)

自然が有する機能を持続可能に利用し、 多様な社会的課題の解決につなげる考え 方は、「自然を活用した解決策(Naturebased Solutions, NbS)」と呼ばれていま す。IUCN (国際自然保護連合)では、NbSを 「社会課題に順応的高く効果的に対処し、 人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたら す、自然あるいは改変された生態系の保 護、管理、再生のための行動」と定義して います。

NbS には、グリーンインフラや Eco-DRR、 生態系を活用した適応策 (EbA: Ecosystembased Adaptation) などが含まれ、あくまで



NbS の定義の概念図 (IUCN2020)

それらを統合する「傘」としての役割を果たす概念と言えます。なお、NbS は、気候変動や自然災害を含む社会的課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献するものであるため、自然の有する機能を利用していても生物多様性の損失を招く取組は NbS には当てはまりません。



IUCN のグローバルスタンダードにおける NbS の8つの基準 (IUCN2020)

また、NbS に類似する概念として、風力や太陽光発電などの「自然に由来する解決策」やバイオミミクリーなど自然に着想を得た革新的なデザイン、素材、構造物等の「自然から着想を得た解決策」がありますが、これらは IUCN の NbS の定義には該当しません。

コラム:東京で進むグリーンインフラの取組

調布市の深大寺ガーデンでは、都市農地の担い手不足による農地売却と転用が課題になっている土地に、武蔵野の雑木林を代表するケヤキの樹木保存、雨水浸透のためのレインガーデン、農薬を使わない都市型農園などを住宅・レストランと一体的に整備し、敷地内の資産価値や地域の雨水浸透機能の向上につなげています。

千代田区のMarunouchi Street Parkでは、都心部の道路空間を天然芝に敷設することで、 多くの人の滞在時間の上昇や周辺の飲食店舗の売上向上、地表面温度の低減など、都心の緑 の多機能性が都市の快適性の向上に大きく貢献しています。

杉並区のシャレール荻窪では、荻窪団地の建替えにあたり、団地が緑のネットワークとなるように、現況木の保全、樹木移植、雑木林等を構成種とした緑環境を創出し生物多様性に貢献しています。また、屋上緑化や壁面緑化によるヒートアイランド現象の緩和、風の通り道を活かした建築計画により1℃程度の気温低減の効果が表れています。



深大寺ガーデン



Marunouchi Street Park 104



シャレール荻窪105

¹⁰⁴ 大丸有エリアマネジメント協会

¹⁰⁵ UR 都市機構 環境報告書 まち・住まいと環境 2021

行動方針7 快適で楽しい生活につながる自然の活用(文化的サービス)

















7-1 地域の自然資源を活かした健康面・教育面などの効用促進 -

自然体験や自然観察会、農業体験などの自然との触れ合い活動は、人々に精神的な癒しを与えるとともに健康の増進や生物多様性への関心と理解を深める機会につながります。自然と触れあう機会が少ない都民、特に子どもたちにとっては、学校や地域における学習に加え、日常生活の中で身近に自然を感じることができる機会を増やすことが必要です。



■行政の取組

- 自然公園や保全地域等において、適切な維持管理を行うことにより、身近に自然と触れ合 える機会の場を創出し、都民の健康増進や子供の非認知能力の向上に貢献していきます。
- 東京に住み働く人々に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツや文化活動、<mark>農体験</mark>等、 自然に親しむ多様なにぎわいの場となる公園・緑地、市民農園等を整備・管理することに より、日常の中に身近に自然を感じることができ、健康面・教育面にも寄与する快適で質 の高い生活環境を創出します。
- 島しょ部におけるエコツーリズムの推進など、生物多様性に配慮した観光の振興を図ると ともに、地域固有の魅力や地域の自然に根付く文化の普及を進めます。【都】

■都民の取組

- 子育ての中で子どもたちと<u>自然との触れ合いの機会</u>をつくります。
- 行政、事業者、民間団体などが企画する自然体験活動、農業体験、生きもの観察会などに 積極的に参加します。
- エコツアーなどに積極的に参加することで、生物多様性に配慮しながら東京の自然の多様 な魅力や地域に根付く文化を体験します。
- 自然の中でのワーケーションやリモートワークを積極的に行います。

■事業者の取組

- 企業が所有する緑地を都民に開放し、都民の自然との触れ合いの機会を創出します。
- 農業体験農園の開設・運営を行い、市民の農業体験の機会を提供します。
- 観光など地域の自然資源を活用したプロジェクトを企画・運営する場合には、生きものや 自然環境に影響を与えないように十分配慮します。

■民間団体の取組

- 地域の公園・緑地、水辺、農地などを自然環境教育や自然体験活動の場として活用するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 各地域の身近な自然で、あらゆる世代にむけた観察会や自然体験の場を創出し、参加を呼びかけます。

■教育・研究機関の取組

- 学校での自然環境教育や自然体験学習の場として、東京の多様な自然を活用するとともに、 校内にも生物多様性に配慮したビオトープを創出するなど、身近に自然との触れ合いの場 を整備し、自然環境教育に利用します。
- 動少期の自然体験が生物多様性保全の意識の醸成につながるなど、自然体験や環境学習等と生物多様性保全との関係について調査研究します。
- 将来を担う次世代に対して、学校の<mark>自然環境学習や</mark>自然体験活動の機会を通じ、自然環境 に配慮した行動の重要性について伝えます。
- エコツーリズムなど自然環境の保全と利用の両立に関して、専門的立場から助言します。

7-2 地域の自然資源を活かした歴史・文化の保全・継承 -

生物多様性の恵みは、私たちに自然と結びついた文化財、食、 景観、信仰など様々な文化を生むきっかけとなり、私たちの生活 を豊かなものにしてくれる一方、東京では、自然や担い手の減少 などより、こうした歴史・文化が失われつつあります。そのため、 東京の伝統的な食文化の普及啓発、屋敷林を含む農の風景、里地 里山の保全などにより、地域の自然に根差した歴史・文化・伝統 知の保全・継承を進めていくことが必要です。



■行政の取組

- 伝統的な農法などを用いて、谷戸田、雑木林、ため池などを保全し、里地里山の美しい警官や歴史・文化、豊かな生態系を保全・継承していきます。
- 東京の伝統的な食文化について普及啓発することで次世代に継承していきます。
- 農地や屋敷林がまとまって残る農のある風景や歴史遺産と一体となった自然を保全します。
- 文化財として指定されている天然記念物などを適切に保護・管理していくとともに、地域の自然と結びついた歴史・文化を継承します。

■都民の取組

- 伝統知を活かした谷戸田、<mark>雑木林</mark>、ため池などを保全するボランティア活動などに参加し、 里地里山の谷戸環境の保全に貢献するとともに伝統的な農法や文化ついて学びます。
- 在来種又は古来の栽培方法等に由来する「江戸東京野菜」や伝統的な手法等で作られた東京ならではの加工食品などを食べることで、東京の食文化への理解や食文化の継承に貢献します。

■事業者の取組

● 地域の自然に根差した食文化や伝統知を観光資源の価値として見出し、その保全や継承に 貢献します。

■民間団体の取組

- 行政などと連携し、伝統知を活かした里山の保全・再生に関するボランティア活動を企画・ 実施します。
- 伝統的な農法や手仕事の知識・技術を持つ、元気な高齢者を生物文化多様性保全の取組で の活躍を促します。

■教育・研究機関の取組

● 将来を担う次世代に対して、地域の人々のくらしや地域に根付く伝統文化・食文化を伝えていきます。

基本戦略Ⅲ

生物多様性の価値を認識し都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

行動方針8 生物多様性の理解促進





































8-1 あらゆる主体における生物多様性の理解の促進 -

東京における生物多様性への理解や関心、認知度は依然として低いままとなっています。生物多様性の保全と回復を進め、その恵みを持続的に利用するためには、都民をはじめとした各主体が、生物多様性の価値や今ある現状を正しく認識し、理解と関心を深めていくことが重要です。そのため、暮らしや経済活動など様々な場面で生物多様性の価値や重要性を発信することで、あらゆる主体における生物多様性の理解が進んでいくことが必要です。



■行政の取組

- インターネットや関連施設等を活用して生物多様性に関する普及啓発を推進するとともに、様々な分野の施策や計画を生物多様性に考慮したものとすることで、都民生活や経済活動における生物多様性の理解を深めます。
- 都内で気軽に生きもの観察、自然体験、農業体験等ができる場所やイベントの普及啓発を 積極的に行います。
- 自然地における特定の場所や登山道等に利用者が集中しすぎないよう、東京の多様な自然の魅力を発信するとともに、自然公園、都立公園などの利用ルールの普及啓発を推進します。【都】
- 区市町村に対して、生物多様性地域戦略の策定やポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた 改定を支援するほか、生物多様性の取組を積極的に推進する企業など、様々な関係者間と の連携・協力を促進し、必要な情報の提供、助言を行う機能を持つ拠点の整備を検討しま す。【都】
- ポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた生物多様性地域戦略を策定又は改定します。【区市 町村】

■都民の取組

- 身近な自然や季節の移り変わりに関心を持ち、身の回りにどんな生きものや自然があるの か探してみます。
- 行政や NPO・NGO 等が実施している生物多様性関連のセミナーや自然体験プログラムに積極的に参加し、生物多様性について学んだことを家族や周りの友人に話すとともに、自分の仕事や生活の中で生物多様性に貢献できることを探して実践します。
- 自然公園、公園・緑地などにおける利用ルールを守り、自然を楽しみながら、生物多様性 の重要性について学びます

■事業者の取組

- 商品販売などの事業活動や CSR 活動において、生物多様性へ配慮・貢献する取組を充実させ、生物多様性の価値や重要性を従業員と共有します。
- 自社の生物多様性に配慮・貢献する取組に関する情報は、ホームページや SNS などを通じて消費者やユーザーに対し積極的に開示・発信します。
- 生物多様性に配慮・貢献する取組を実施する際は、専門性を有する NPO 等と連携するなど、より効果的な取組の実現を目指します。

■民間団体の取組

- 都民や事業者を対象とした生物多様性関連のセミナーやイベントを企画・開催します。
- 事業者が生物多様性に配慮・貢献する取組を実施する際には、効果的な取組に繋がるよう、 専門的な観点からサポートします。
- 国内及び海外で起きている生物多様性の危機や都民・事業者などがそれぞれできる取組を 発信します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の重要性について伝えます。
- 都民生活や経済活動における生物多様性のつながりについて、専門的立場から助言します。

コラム:生物多様性保全はじめの一歩

生物多様性を保全する。それは、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けながら、人間社会が存続し続ける「持続可能で自然と共生する豊かな社会」を実現することです。そのためには、一人一人のライフスタイルの転換という小さな一歩から始まります。

生物多様性の保全のために、今日からできることを始めてみませんか?みんなで、楽しみながら、一つからでも、一緒に始めましょう!

く日々の生活で>

- 散歩や通勤の中で、緑や生きものなど街にある身近な自然に関心を持ってみましょう
- 気候変動緩和のため、省エネルギー製品に買い替えましょう
- ものは大切に繰り返し使い、不用品は積極的にリサイクルをしましょう
- 買いすぎ、作りすぎ、食べ残しをしないで食品ロスを減らしましょう
- マイバッグやマイボトルを持参しプラスチックごみを出さないよう心掛けましょう
- 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいましょう
- エコラベルなどが付いた環境に配慮した商品を選びましょう
- ペットを野外に放したり捨てたりせず、責任を持って最後まで飼い続けましょう
- 外来種を「入れない」、「捨てない」、「広げない」ようにしましょう

<趣味や遊びで>

- 混雑しない海や山、川を訪れ、自然の豊かさや機能を実感しましょう
- 自然のある公園に出かけたり、動物園、水族館や植物園などを訪ねて、自然や生きもの にふれましょう
- 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章、SNS などで周りの人に伝えましょう
- ベランダや庭でガーデニングを楽しみながら、鳥や昆虫が立ち寄れる場所を作りましょう

<地域の活動で>

- 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域の活動に参加しましょう
- 地域で行われている自然環境保全のボランティア活動に参加してみましょう。

行動方針9 生物多様性を支える人材育成





















9-1 自然環境分野における環境教育・人材育成の促進・

これまで自然環境保全のボランティアを担ってきた人材の高齢化や自然離れによる意識の変化などにより、東京の自然環境を守る人材が不足しています。また、都内外の生物多様性の損失が急速に進んでいる中、生物多様性の重要性が認識されておらず、行動変容に結びついていません。そのため、自然環境保全を進める人材の育成や子どもだけでなくあらゆる世代の行動変容に結び付けていく環境教育を進めていくことが必要です。



■行政の取組

- 都内の様々な公園・緑地、水辺などの自然地や生物多様性について学ぶことのできる拠点 施設のほか、インターネット等を活用し、自然環境教育や自然体験活動を促進します。
- 緑のボランティアや自然ガイドなど、東京の自然を守り持続的に利用する人材の育成を進めます。
- 都内の農林水産業や自然に根差した伝統工芸など、担い手の確保・育成を促進します。
- NP0等と連携し、公園緑地などで自然環境教育や自然体験活動のイベントを企画・運営します。【区市町村】
- 区市町村の施設において、生物多様性の普及啓発や環境学習講座を実施します。【区市町村】

■都民の取組

- 都や区市町村、NPO 等が企画する生物多様性に関する環境学習イベントになどに参加し、 学習したことを普段の生活で実践できるよう理解を深めます。
- 動植物園や水族館、博物館、環境学習施設などを訪れるとともに、子どもが生物多様性に 関心を持つような活動やイベント等に参加して、自然や生きものと触れあうきっかけをつ くります。

■事業者の取組

● 企業の担当者や社員が生物多様性に関する環境教育イベントなどに参加し、生物多様性に 配慮した企業活動や生活を実践できるよう理解を深めます。

- 企業緑地を自然体験や自然観察の場として都民に開放し、都民が生物多様性の重要性を学べる環境を創出します。
- 企業の CSR 活動により、NPO 等と連携し、地域の子どもたちを対象とした自然体験活動を 実施し、自然環境分野における人材育成に貢献します。

■民間団体の取組

- 行政や事業者等と連携しながら、都民が行動変容を起こせるような効果的な自然体験活動 や自然環境教育を実施します。
- 自然環境教育や自然体験活動の効果的なプログラムを企画するほか、中高生向けのキャリ ア形成講師や大学生のインターンを積極的に受入れ、自然環境分野における人材育成に貢献します。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の保全に向けた取組や持続的な利用について伝えます。
- 公園・緑地や学内のビオトープなどを活用して自然環境教育を行うほか、児童・生徒とと もに保全活動を実施します。
- 生物多様性に配慮した行動変容に関して、専門的な立場から助言します。

コラム:生物多様性関連の環境教育活動拠点

大都市東京は人口が多く、生物多様性に関連した環境教育や自然体験活動を行う拠点が多くあります。

東京都が管理する都立動物園、都立植物園、都立水族館、都立庭園、都立公園、海上公園では、ボランティアなどの協力を得ながら、環境教育活動が盛んにおこなわれています。

東京都には約8万 ha の自然公園(国立公園、国定公園、都立自然公園)が広がっており、東京都の自然公園ボランティアは、ビジターセンターの解説員等と協力・連携のもと、自然教室や利用案内などの活動を行っています。

また、東京都及び公益財団法人東京都環境公社では、都が指定した保全地域をフィールドとして、身近な里山における森の手入れ、クラフト体験、稲刈り体験などを行う里山保全活動の体験プログラム「里山へ GO!」を実施しています。

さらに、区市町村の郷土資料館などを拠点として、自治体レベルでも盛んに環境教育や自然体験活動が都民や市民団体と協力して行われています。

この他にも、多摩川などの河川を中心に国土交通省、教育関係者、市民団体による体験活動の充実を図る水辺の楽校が多く登録されています。



里山保全地域での稲の脱穀体験活動

行動方針 10 都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容





































10-1 経済活動や消費行動における生物多様性への配慮・

生産から消費に至るサプライチェーンのグローバル化により、 地域における経済活動・消費行動が、国内だけでなく世界の生物 多様性に間接的な影響を及ぼしています。特に東京は、ヒト・モ ノ・カネ・情報が行き交う、グローバル経済の主要なハブの一つ で、東京における資源の消費は世界各地で進む生物多様性の損失 に大きく関わっています。そのため、企業や都民などの様々な主 体が、生物多様性に配慮した経済活動や消費行動をしていくこと が必要です。



■行政の取組

- グリーン購入等の推進により環境への負荷を低減するとともに、環境認証商品や生物多様性に配慮した商品の普及を促進します。
- 生物多様性の保全にも繋がるグリーンファイナンスを促進します。

■都民の取組

- 環境認証商品や生物多様性に配慮した商品を積極的に購入します。
- 減農薬、減化学肥料栽培や有機栽培された農産物等を積極的に購入します。

■事業者の取組

- 金融機関は、生物多様性に配慮・貢献する事業を進める企業やプロジェクトに対して、積極的な投融資を進めます。
- サプライチェーンにおいて、生物多様性に対する負の影響を低減する取組に加え、生物多様性を回復させる取組を進めます。
- 生産者はライフサイクルで環境に配慮した製品や商品を製造し、市場に提供します。また、 小売事業者は認証制度があるものについて積極的に認証を取得し、消費者が<mark>環境</mark>認証商品 を選択できるようにします。
- 事業活動に当たっては、グリーン購入等の推進により、環境への負荷を低減するとともに、 環境認証商品や生物多様性に配慮した商品を調達します。

● 商品販売やサービス提供の機会を通じて、生物多様性の価値や重要性を消費者やユーザー に発信します。

■民間団体の取組

生物多様性に配慮した消費行動について普及啓発を行います。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性に配慮した経済活動や消費行動の重要性について 伝えます。
- 都民生活や経済活動における消費・調達が与える地球規模の生物多様性に対する負の影響について、調査・研究します。

10-2 資源循環促進による生物多様性への貢献 -

世界全体で毎年約800万トンが海洋に流出しているといわれる プラスチックごみは、海洋生物に直接危害を加え、海の生態系の 脅威となっています。また、東京は食料のほとんどを都外からの 供給に頼る一方、大量の食品ロスを発生させています。そのため、 都内で発生するプラスチックごみや食品ロスを削減するなど更 なる資源循環の取組を促進することで、都内だけでなく都外の生 物多様性への負荷を軽減していくことが必要です。



■行政の取組

- 持続可能な資源利用の実現を目指し、東京における持続可能な「消費・生産」について検 討するとともに、その実現に向けた施策を実施します。【都】
- プラスチックごみや食品ロスの削減による地球規模の生物多様性への負荷軽減に向けた 対策を実施します。

■都民の取組

- ▼イバッグやマイボトルを携帯し、リユースやシェアリング、量り売り等を活用するなど、 使い捨てプラスチックを使用しない生活を送ります。
- 日々の暮らしの中で食材の買いすぎや食べ残しなどによる食品ロスを削減し、地球規模の 生物多様性にも配慮した生活を送ります。
- 自ら出したごみをポイ捨てしたり屋外に放置しないことはもとより、リサイクルできるものは資源ごみとして循環させ、自主的なゴミ拾いやゴミ拾いイベントなどに参加します。

■事業者の取組

- リユース・シェアリング・量り売り等を積極的に進めるとともに、回収・輸送ルートの効率化及び技術革新による水平リサイクル実装を進め、使い捨てプラスチックの消費を削減します。
- 事業活動における食品ロスの発生状況を把握し削減を図るとともに、余った食品をフード バンク等に寄付するなど、食品ロス削減につながる取組を実施します。

■民間団体の取組

- 使い捨てプラスチックを使用しない生活を、イベント等を通じて普及啓発します。
- 企業や家庭で余った食品について、フードバンク・フードドライブ等の活動を通じて、食品ロスの削減を図ります。

■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、プラスチックごみや食品ロス削減の重要性について伝えます。
- 資源利用に伴う地球規模の生物多様性への影響やプラスチックごみが与える海洋生態系への影響について、調査・研究します。

10-3 気候変動対策と生物多様性保全の同時解決 -

生物多様性の危機の一つである気候変動による影響を緩和するためには、気候変動対策を強力に進めていかなくてはなりません。一方で、気候変動対策と生物多様性保全策は、両者の取組が相互に影響を与え合っていることから、相互の相乗効果やトレードオフを考慮し、各主体が両課題の解決に貢献する取組や行動を進めていくことが必要です。



■行政の取組

● 2050 年までに世界の CO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指し、2030 年までに都内温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」に向けた施策を推進します。【都】

■都・区市町村の取組

● 2050 年までに CO₂排出実質ゼロ及び自然共生社会の実現を目指し、気候変動対策と生物多 様性保全の連関を踏まえ、両課題の解決に貢献する各種施策を推進します。

■都民の取組

● 2050 年 CO₂排出実質ゼロ及び自然共生社会の実現に貢献できるよう、日々環境に配慮した 生活を送ります。

■事業者の取組

- 2050 年 CO₂排出実質ゼロ及び自然共生社会の実現に貢献できるよう、環境に配慮した事業 活動を進めます。
- 再生可能エネルギーの導入など、気候変動対策においても生物多様性に配慮します。

■民間団体の取組

- 地球温暖化が生物多様性に及ぼす影響についての普及啓発を行います。
- 地球温暖化に伴う生きものの分布域の変化や生物季節の変化などをモニタリングします。
- 気候変動対策と生物多様性保全の同時解決の視点を踏まえた各種取組を進めます。

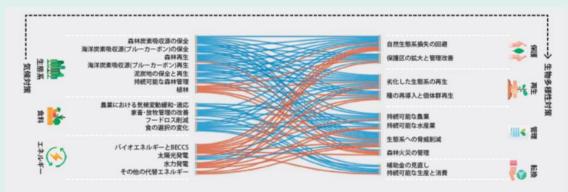
■教育・研究機関の取組

- 将来を担う次世代に対して、気候変動対策と生物多様性保全の同時解決の重要性について 伝えます。
- 地球温暖化と生物多様性の連関に関する調査・研究を行います。
- 気候変動対策と生物多様性保全が相互に与える影響について、専門的な立場から助言を行います。

コラム:生物多様性保全策と気候変動対策との連関

生物多様性保全策と気候変動緩和・適応策は、相互に連関しています。

気候変動緩和・適応のみに焦点を絞った対策は、自然や自然の恵みに直接的・間接的な 悪影響を及ぼす可能性があります。

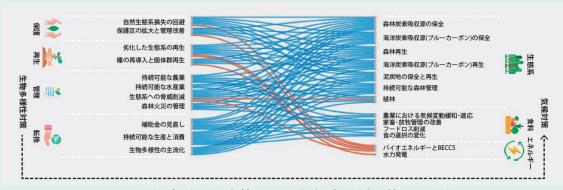


気候変動緩和策による生物多様性保全策への影響

青色の線は正の影響(相乗効果)、オレンジ色の線は悪影響(トレードオフ)を表す。ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある

出典: IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書: IGES による翻訳と解説 (2021 年 9 月: IGES)

一方、生物多様性の保護と回復に焦点を絞った対策は、気候変動緩和に大きく貢献する ことが多いです。しかしながら、その効果は生物多様性と気候の両方を考慮した対策に劣 る可能性があります。



生物多様性保全策による気候変動緩和策への影響

青色の線は正の影響(相乗効果)、オレンジ色の線は悪影響(トレードオフ)を表す。ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある

出典: IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書: IGES による翻訳と解説 (2021 年 9 月: IGES)

生物多様性対策

適応⇒生物多様性対策が気候変動適応策に貢献

• 生物多様性の保全のために森林や緑地を保全したり緑地を創出したりすることは、雨水浸透機能の維持や雨水浸透域の拡大に貢献し、気候変動に伴う大雨による浸水被害のリスク軽減につながる など

緩和⇒生物多様性対策が気候変動緩和策に貢献

 生物多様性の保全のために森林や緑地における樹林の若返りを促したり緑地を 創出したりすることは、植物による二酸化炭素吸収量の拡大につながる など

「影響⇒気候変動対策が<u>生物多様性対策に影響</u>

- 森林伐採を伴うメガソーラーの設置など自然環境への配慮を伴わない再生可能エネルギー施設の設置は、生物多様性の損失につながる
- 天然林を二酸化炭素吸収率の高い単一の樹種に置き換えることは、生物多様性の 劣化につながる など

生物多様性保全策と気候変動緩和・適応策の連関の事例

気候変動対策

第5章 推進体制・進行管理

1. 推進体制

生物多様性は、私たちの暮らしや経済と密接に関わっています。この暮らしや経済が持続可能であるためには、東京における自然や都民が利用する世界の自然に関わるあらゆる主体による自主的かつ連携した取組が必要となります。そこで、東京都の生物多様性地域戦略は、様々な関係者と連携するため、次の推進体制で進めていきます。

■学識経験者等の助言を踏まえた施策の推進・見直し

東京都自然環境保全審議会計画部会において、学識経験者及び民間の有識者などから総合的な視点で助言をいただきながら施策を推進や見直しを行っていきます。

■(仮称)生物多様性地域戦略庁内推進会議の設置

本戦略の改定のために設置した「生物多様性地域戦略改定庁内検討会」を基に、「(仮称) 生物多様性地域戦略庁内推進会議」を新たに設置し、関係各局と連携した生物多様性関連施 策を推進していきます。

■区市町村における生物多様性所管部署との連携

都内区市町村と生物多様性の保全と持続可能な利用に関して情報交換を行うとともに、区 市町村と連携した施策を推進していきます。

■多様な主体との連携などを支える体制の整備

都内における生物多様性関連の施設や団体とネットワークを構築し、事業者・NPO等と連携した取組を推進できるよう、様々な関係者間との連携・協力を促進し、必要な情報の提供、助言を行うなどの機能を持つ拠点の整備を検討します。



様々な主体による連携・協働のイメージ

2. 進行管理

本戦略の推進にあたっては、東京都自然環境保全審議会計画部会に、都が進める生物多様性に関する取組の実施状況について報告し、学識経験者等の意見を踏まえて取組の方向性について点検・評価を行うことで、地域戦略の進行管理を行います。

■PDCAサイクルによる進行管理

本戦略の着実な進行管理と見直しを図るために、戦略の計画 (PLAN)、取組の実行 (DO)、 検証 (CHECK)、見直し (ACT) のPDCAサイクルによる継続的な改善を行います。

・評価結果を踏まえた 取組の見直し

- ・東京都生物多様性地 域戦略アクションプランによる実績評価
- ACT PLAN

 CHECK DO

 01

 02
- ・地域戦略の改定
- ・東京都生物多様性地域戦略 アクションプランの修正
- ・各主体による取組の実施

■ (仮称) 東京都生物多様性地域戦略アクションプランの公表

本戦略に基づく都の取組を「(仮称) 東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」として 取りまとめ、毎年度、東京都環境局のホームページにて進捗状況の公表を行います。

■地域戦略の見直し

本戦略は、ポスト 2020 生物多様性枠組の目標年次である 2030 年を機に、国際的な目標の 再改定又は国家戦略の改定状況を踏まえた見直しを行います。ただし、社会情勢等の変化も 想定されるため、必要に応じて見直しを行います。

資 料 編

1. SDG s の 17 ゴール・アイコン



1 貧困をなくそう あらゆる場所であらゆる形態の貧 困に終止符を打つ



2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及 び栄養改善を実現し、持続可能な 農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健 康的な生活を確保し、福祉を促進 する



4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正 な質の高い教育を提供し、生涯学 習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべて の女性及び女児のエンパワーメン トを行う



6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可 能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなに そしてクリーンにすべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及 びすべての人々の完全かつ生産的 な雇用と働きがいのある人間らし い雇用を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラ構築、包摂的かつ 持続可能な産業化の促進及びイノ ベーションの推進を図る



10 人や国の平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正 する



11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能 な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減する ための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海 洋資源を保全し、持続可能な形で 利用する



15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利 用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処、並びに土地の劣化の阻止・

回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的 な社会を促進し、すべての人々に司法 へのアクセスを提供し、あらゆるレベ ルにおいて効果的で説明責任のある包 摂的な制度を構築する



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段 を強化し、グローバル・パートナ ーシップを活性化する

2. 東京都レッドリストのカテゴリー区分

カテゴリー名称		表示	基本概念
絶滅		EX	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下 を含めすでに絶滅したと考えられるもの
野生絶滅		EW	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育·栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの
絶滅危惧 I 類		CR+EN	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困 難なもの
	絶滅危惧 I A 類	CR	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧 IB類	EN	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類		VU	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅 危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧		NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」と して上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足		DD	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を 有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得ら れていないもの
留意種		*	現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、 次の理由(選定理由①~⑥)のいずれかにより容易に個体数が減少することが あり得るため、その動向に留意する必要があるもの
			<選定理由>
			①生育、生息環境が減少もしくは悪化することで、個体数が減少するおそれがある。
			②生息地の限定もしくは分断による個体群の縮小あるいは孤 立化により、個体数が減少するおそれがある。
			③人為的な環境配慮により個体群が維持されているが、人為的な環境配慮が 失われた場合、個体数が減少するおそれがある。
			④外来種の影響により、個体数が減少するおそれがある。
			⑤生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている種であり、これら特殊な環境が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。
			⑥かつて悪化していた環境の回復にともない個体群規模が戻ったが、その状況は不安定であり、環境が変化すれば個体数が減少するおそれがある。
ランク外		0	当該地域で生育、生息が確認されているが、上記カテゴリーに該当しないも の
データ無し		_	当該地域において生育、生息している(していた)可能性が
			あるが、確実な記録や情報が得られなかったもの
非分布			生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。ただし、鳥類では、確認記録があっても当該地域が主たる生息域ではないと判断される場合注 は、非分布として扱った。